

2 財政健全化の基本方針

次の基本方針1・2・3を一体的に取り組むことで、持続可能な財政基盤を確立します。

【基本方針1】 収入の確保

収支を改善させるためには、まずは収入の確保が必要です。
主に次の視点により、取り組んでいきます。

- ・ 市税徴収率の向上、ふるさと納税の推進、未利用財産の売却など
- ・ 施設・サービスの使用料や占用料、さまざまな手数料の見直し
- ・ 国や県などからの補助金のより一層の活用検討



【基本方針2】 支出の見直し～社会情勢の変化に応じた事業の見直し～

収支の改善には、収入の規模に見合った支出の見直しも必要です。
主に次の視点により見直しに取り組んでいきます。

- ・ 公共施設の管理・運営方法
- ・ 市から事業者などに委託している業務
- ・ 必要性や費用対効果などを含めた事業
- ・ 無料・無償でのサービス提供や給付、所得制限
- ・ 各種事業の対象者、対象年齢、対象範囲など
- ・ 行政、民間、地域、個人などの役割分担に応じた事業
- ・ 市の外郭団体などへの支出
- ・ 近隣市町と連携した事業の共同実施などの検討(広域連携)



【基本方針3】 将来を見据えた計画的な備え

今後、次期ごみ処理施設などの大型建設事業の実施を予定しており、将来を見据え、次の視点で財政運営を行っていきます。

- ・ 施設の改修や更新の計画的な実施(将来の借金返済を見据えて)
- ・ 基金(貯金)については原則として計画的な取崩しのみとする厳格な運用



3 最後に

上記の基本方針(考え方)に基づき、効率的な行政運営を進めつつ、人口減少社会の中にあっても持続可能なまちとして発展していくため、市民の皆さまのご理解を得ながら、時代に応じた行政サービスの見直しを進めていきます。

ぜひ、今後も市の動向に注目いただくとともに、笑顔の絶えない、希望にあふれるまちづくりのため、より一層のご理解とご協力をお願いします。

持続可能な財政基盤の 確立に向けて ～シリーズ④ 財政健全化に向けて～

問(市)経営管理課 経営管理係



10年後、20年後もより多くの人が安全・安心と感じながら暮らせるまちとしていくため、皆さまに自分たちのまちのお財布事情を知っていただく目的で、「持続可能な財政基盤の確立に向けて」と題し、広報みき令和3年8・10・12月号の3回にわたり連載してきました。

今回はそのシリーズの最終回です。

『財政健全化方針』を策定

このままの財政状況が続けば、数年のうちに基金(貯金)がなくなってしまうおそれがある中で、持続可能なまちとしていくため、取組を効果的に進めるための指針や施策の方向性などをまとめた『三木市財政健全化方針』を令和3年11月に策定しました。

今回はその方針のポイントをお知らせします。

将来に向けた財政健全化をめざし、さらなる努力を重ねてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1 財政健全化の目標

現在の市の財政状況を踏まえ、財政健全化に集中的に取り組む期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、令和8年度までに、収支の赤字を補うための財政基金を取り崩さない、安定した財政基盤を確立します。

【家計に例えて解説すると…】

計画的に蓄えている貯金を計画どおりに取り崩すことや、事故や災害などの緊急時に、突発的に貯金を取り崩さなければならなくなった場合など以外は、普段の生活費として、貯金を取り崩さない家計をめざします。



【方針から具体的な計画へ】

財政健全化の目標達成に向けた、今後の具体的な実施計画を立て、着実に進めていきます。

併せて、計画の実施により生み出した財源を活用して、将来のまちづくりに必要な新たな施策を進め、その上で財政収支の均衡を図っていきます。

これらの実施計画の策定に当たっては、計画案の段階から市民の皆さまや事業の関係者(団体)の皆さまのご意見などを十分にお伺いしながら進め、令和4年9月の策定をめざします。